

## アクション・プランを実現するための提案書

### 1 提案事項

生活保護の被保護者に対する就労支援の強化を図るため、福祉事務所にハローワーク機能を設けることにより、福祉事務所職員と連携して一体的に相談業務等を実施するもの。

### 2 提案内容

福祉事務所の要請に応じて、福祉事務所にハローワークの職員・相談員を配置し、生活保護の窓口において具体的な求人情報を得やすくするとともに、被保護者に対する職業紹介や相談・助言等を行うもの。

### 3 提案理由

本市では、就労支援員を配置し、稼働可能であり就労を阻害する要因のない被保護者に対して、ケースワーカーと連携した就労支援を行うとともに、特に、就労意欲のある者に対しては、自立支援プログラムの一環として、ハローワークの生活保護受給者等就労支援事業による支援に取り組んでいる。

しかしながら、被保護者の中には、就労経験が乏しく、不安定な職業経験しかないことから求職活動が困難な者や、生活保護により生活維持が可能となったことから就労条件や仕事の内容に拘りすぎる者、就労しても安易な理由により短期間で仕事を辞めてしまう者などが見受けられる状況にある。

こうした中、生活保護世帯は増加しており、近年の雇用情勢の悪化から職を失う者が増え、「失業や稼働収入等の減少」を理由とする被保護世帯が増加している。

また、生活保護世帯の増加によるケースワーカーへの負担も大きなものとなっており、支援が十分に行われているとは言えない状況にあり、さらに、住宅を喪失している者には住宅手当緊急特別措置事業による支給も行っており、生活保護申請とならないためにも、就労支援の充実は必要なものとなっている。

このため、福祉事務所内にハローワークの機能を設けることで、ケースワーカーや就労支援員との面談に合わせて具体的な求人情報等を示すなど、一体的な支援による就労意欲の助長と自主的な求職活動の促進を図るものである。